

裾情審第10号

平成28年11月1日

裾野市長 高村 謙二 様

裾野市情報公開審査会
会長 伊東



裾野市情報公開条例（平成10年裾野市条例第23号）第17条の規定に基づく諮問について（答申）

平成28年5月2日付裾企第19号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。



「平成27年度市民意識調査 問25自由意見欄に記述された意見」及び「平成27年裾野市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定のための市民意識調査 問17自由記入欄に記述された意見」の不開示決定処分に対する異議申立てについての諮問

答 申

第1 審査会の結論

裾野市長が、「平成27年度市民意識調査 問25自由意見欄に記述された意見」及び「平成27年度裾野市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定のための市民意識調査 問17自由記入欄に記述された意見」が掲載されている公文書を全部不開示とした決定のうち、別表に示す部分を不開示とした決定は妥当であるが、その他の部分は開示すべきである。

第2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成27年度市民意識調査 問25自由記入欄に記述された意見」及び「平成27年度裾野市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定のための市民意識調査 問17自由記入欄に記述された意見」が掲載されている公文書の開示請求に対し、裾野市長が同年2月8日付けで行った不開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

第3 裾野市（以下「実施機関」という。）の不開示理由説明要旨

本件申立文書については、異議申立人が開示請求する公文書の原本は存在しないが、市民から収集した自由意見の原本を編集整理し、その結果を登載した「裾野市市民意識調査（市民・転居者・分譲宅地居住者）」と題する公文書は存在する。

しかしながら、異議申立人が求める公文書中「自由記入欄」については、裾野市情報公開条例（平成10年裾野市条例第23号。以下「条例」という。）第8条第1号及び第5号に該当するため不開示とする。すなわち、

- 1 特定の個人が識別又は識別され得る可能性があり、統計法（平成19年法律第53号）及び統計関係文書の公開に関するガイドラインに基づき、市民意識調査は個人が特定できないよう配慮するとともに、調査結果を統計的に処理する目的を表明し調査を依頼していることから、統計的に処理できない文書による自由記入欄について条例第8条第1号に該当するところである。
- 2 市民が回答を直接記入したものであって、「なお、この調査は無記名でご回答いただきますので、個人が特定されることはありません。また、調査の結果はすべて統計的に処理し、他の目的には一切使用いたしません。」というただし書き

を付して回答を依頼し、回答内容自体は公表されないということを前提に調査に協力をいただいているため、開示することにより調査の実施方法や本市に対する信頼を損ない、今後、本市が実施する市民意識調査等の調査研究に関する事務への協力が得られなくなるなど、その適正な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第5号に該当する。

- 3 よって、条例第8条第1号及び第5号の規定から不開示とする。

第4 本件処分に対する異議申立人の意見

裾野市においては平成19年度まで、市民意識調査等の自由記入欄の公開をしていた。

今回、不開示の理由としている「条例第8号第1号及び第5号」についてであるが、市民意識調査において「無記名でご回答いただきますので、個人が特定されることはありません」としているとおり、自由記入においても個人の特定ができる事案はごく一部であると推察される。それをもって全てを不開示にする理由はない。

また、「すべてを統計的に処理し、他の目的には一切使用いたしません」についてであるが、自由記入欄は統計処理できないとしている点は、同様の調査を実施している三島市、沼津市又は長泉町において統計処理をして公開している事例もあり、これも不開示の理由とはなりえないもので、以前から統計的処理の要望もしてきた。三島市では、統計処理とともに報告の35ページを使い、自由意見の公開を実施している。数字では見えてこない市民の声は、しっかり公開すべきと考える。

以上のことから、本件処分に対する異議を申立てる。

第5 審査会の判断

- 1 実施機関は、平成27年、実施機関の将来都市像である「みんなの元気と調和でつくる暮らし満足都市」の実現に向けた各種の施策を進めるとともに、実施機関独自の地方創生を進めるため「裾野市まち・ひと・しごと・創生総合戦略」を策定することを目的とし、その基礎資料とするために市民意識調査を実施した。

この市民意識調査は、裾野市内に住む20歳以上の市民3,000名を無作為に抽出し行われたのである。なお、回答率は41.5%であった。

この市民意識調査の結果たる市民の意見の登載されている文書の開示を求めたのが本件である。

- 2 そこで、異議申立人が開示請求した公文書がどのような文書であるかであるが、同文書は、実施機関が平成27年度に実施した市民意識調査問25の「自由記入

欄に記述された意見」及び平成27年度に実施した裾野市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定のための市民意識調査問17の「自由記入欄に記述された意見」が登載された文書と理解されるところ、当該文書は「裾野市市民意識調査（市民・転居者・分譲宅地居住者）」と題する公文書の20頁から126頁及び137頁から152頁として存在する。これが開示請求の対象文書となっている。

3. 対象文書をみると、20頁から126頁に市民からの自由意見が編綴されていて、その体裁は意見者である市民の「居住地区」「年齢」「性別」「問25今後の裾野市に期待されること」に区分され、「問25今後の裾野市に期待されること」の欄に各市民の意見が記述されており、137頁から152頁でも「居住地区」「年齢」「性別」「問17自由意見」に区分され、「問17自由意見」欄に各市民の意見が記述されている。

4. 上記の対象文書の体裁からして、市民個人の意見が記載されている文書であることから、条例第8条の「個人に関する情報」（以下「個人情報」という。）にあたることになる。この場合には、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別されうる場合には、同条第1号アないじエの例外を除き、不開示となっている。もっとも、同条例第9条では不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときには、実施機関に対し、当該部分を除いた部分の開示を義務付けている。

5. 以上規定を本件対象文書にあてはめると、「居住地区」「年齢」「性別」「自由意見」欄を個別に観察すれば、それだけでは特定の個人を識別できる情報とはならないものの、各欄を総合的に判断すると特定の個人を「識別することのできる場合、または識別されうる場合」に該当する情報も存在する。

6. この基準により、全ての意見の各欄をみてみると、別表に記載した部分を開示することにより特定の個人を識別することができる情報若しくは識別されうる情報に該当するものと解しうる。しかも、この不開示部分について、条例第8条第1号アないじエのいずれの規定に該当する開示の事由は認められない。そこで、別表に記載した部分は不開示とするのが妥当である。しかし、その他の部分は条例第8条第1号の本文の規定の「不開示とする個人情報」ではないので、同条の規定により、同条例第7条の開示の規定を排除できないものと思料する。

なお、実施機関は、統計的処理ができないことを不開示理由としているが、これは公文書の取りまとめ方法の事務処理上の問題であって、対象文書の開示、不開示の判断に影響を与えるものではないと思料する。

7. 次に、実施機関が不開示の根拠としている条例第8条第5号の規定に該当する

かを検討してみる。

(1) 実施機関は、「この調査は無記名でご回答いただきますので、個人が特定されることはございません。また、調査の結果はすべて統計的に処理し他の目的には一切使用いたしません。」というただし書を付して回答を依頼し、回答内容自体は公表されないということを前提に調査に協力をいただいているため、開示することにより調査の実施方法や実施機関に対する信頼を損ない、今後、実施機関が実施する市民意識調査等の調査研究に関する事務への協力が得られなくなるなど、その適正な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第5号に該当するものとして不開示とする旨主張する。

(2) 実施機関の主張であるが、統計的処理できない自由記載の開示は実施機関と市民との信頼関係を著しく損ない、また公表を前提としていることを根拠にすると、地方自治の本質は住民自治、団体自治にあり、地方行政の運営にあたっては、広く住民意識を反映させ、また、住民参加を呼びかけ、その結果得られた情報は広く住民に開示し、もって開かれた市政を推進することが肝要であることは論を待たない。この地方自治の本旨、民主主義（殊に知る権利）の原理に基づき情報公開制度があることから、条例を解釈するにあたっては、それら原理を重視した解釈、運用が必要であると当審査会は考えるものである。

しかも、本件の市民意識調査は、実施機関の将来都市像である「みんなの元気と調和でつくる暮らし満足都市」の実現に向けた各種の施策を進めるとともに、実施機関独自の地方創生を進めるため「裾野市まち・ひと・しごと・創生総合戦略」を策定することにその目的があるとすれば、市当局自身に留まらず市民が他の市民がどのような意識、意見を持っているかの情報の開示を求めたいのは当然の理と言える。

(3) 以上の観点から、条例第8条第5号をみると、「統計的処理ができない」「他の目的に使用しない約束」を不開示の事由として規定はしておらず、そもそも、それらは実施機関に対し、募集事務処理の目的外の利用、第三者への提供を禁止しているものであって、開示、不開示の請求の正当性の判断には影響を及ぼすものとはなりえない。

また、実施機関は、市民意識調査を公表すると、今後、当該実施機関が実施する市民意識調査等の調査研究に関する事務への協力が得られなくなるなど、その適正な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあることを不開示の根拠としている。

しかしながら、実施機関も認めているように、「本調査は個人が特定されるこ

ではない」として行っている事実、そして、過去に同様な意識調査を実施し、平成19年度まではその結果を公表していた事実、並びに他の市町が市民意識調査結果を公表している事実等に照らせば、対象文書を開示することにより、当該事務の適正な遂行が妨げられたとの事実が発生した、若しくは発生するとは考えられず、またこれを示す証拠も存在しない。

してみると、同号の「開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定のものに不当な利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」との規定の適用の事由の存在は認められない。

(4) 以上の検討の結果、実施機関の全部不開示の主張を認めることはできず、当審査会は第1「審査会結論」に記載した結論に至ったものである。

第6 審査会の経過

平成28年 5月 2日	審査諮詢書受理
平成28年 5月 6日	実施機関へ理由説明書提出依頼
平成28年 5月 18日	理由説明書受理
平成28年 5月 19日	申立人への意見書提出依頼
平成28年 6月 2日	申立人の意見書受理
平成28年 6月 15日	第1回審査会
平成28年 7月 26日	第2回審査会（申立人、実施機関の意見陳述）
平成28年 9月 14日	第3回審査会（審査会の答申についての討議）
平成28年 10月 24日	第4回審査会（答申についての取りまとめの審議）

以上

(裾野市情報公開審査会)

委員 伊東 哲夫

委員 小林 靖幸

委員 湯山 貴志子

別表 特定の個人を識別することができるものであるため、当審査会が、条例第8条第1項に該当し、開示しないことができると判断した部分

提出意見ごとに指定する部分

開示請求 対象内容	対象意見 ページ 番号	対象文書	不開示部分
1 - 7. まちづくりへの意見・提案 (自由意見)	20	上段より 2人目の 内容	「年齢」欄の文中1行目1文字目から7文字目まで及び「性別」欄の文中1行目1文字目から2文字目まで
	38	上段より 1人目の 内容	「問25 今後の裾野市に期待すること」欄の 文中3行目26文字目から29文字目まで及び 6行目1文字目から4文字目まで
	41	上段より 5人目の 内容	「問25 今後の裾野市に期待すること」欄の 文中1行目1文字目から15文字目まで及び5 行目5文字目から7文字目まで並びに7行目2 1文字目から8行目1文字目まで
	52	上段より 1人目の 内容	「問25 今後の裾野市に期待すること」欄の 文中12行目7文字目から12文字目まで
	57	上段より 6人目の 内容	「問25 今後の裾野市に期待すること」欄の 文中2行目3文字目から22文字目まで
	69	上段より 1人目の 内容	「問25 今後の裾野市に期待すること」欄の 文中1行目1文字目から14文字目まで及び1 行目30文字目から36文字目まで
	78	上段より 6人目の 内容	「問25 今後の裾野市に期待すること」欄の 文中全文
	105	上段より 3人目の 内容	「問25 今後の裾野市に期待すること」欄の 文中2行目11文字目から13文字目まで

115	上段より 1人目の 内容	「問25 今後の裾野市に期待すること」欄の 文中6行目1文字目から7行目18文字目まで	
117	上段より 1人目の 内容	「問25 今後の裾野市に期待すること」欄の 文中3行目1文字目から4文字目まで	
117	上段より 6人目の 内容	「問25 今後の裾野市に期待すること」欄の 文中1行目1文字目から6文字目まで及び2行 目1文字目から2文字目まで	
121	上段より 3人目の 内容	「問25 今後の裾野市に期待すること」欄の 文中6行目1文字目から2文字目まで	
122	上段より 1人目の 内容	「問25 今後の裾野市に期待すること」欄の 文中2行目19文字目から24文字目まで	
II-3. まちづくりへの意 見・提案	144	上段より 4人目の 内容	「問17 自由意見」欄の文中1行目1文字目 から11文字目まで及び1行目28文字目から 2行目4文字目まで

